

コロナ禍で求められるのは「対人接触機会の減少」と「事業継続」の両立です。ポストコロナを見据えた新たなビジネスやサービスの導入に対して支援施策が設けられました。



コロナに対応した
経営転換に、本気のあなたへ。

令和2年度3次補正予算

小規模事業者持続化補助金

＜低感染リスク型ビジネス枠＞

補助金額： 最大100万円

補助率： 4分の3

補助対象： 「対人接触機会の減少」と事業継続を両立させる「新たなサービス」等の導入にかかる費用。（※既存事業の費用は補助対象外）

申請締切： 7月7日、9月8日

国見町商工会

国見町大字藤田字南20
TEL 585-2280



持続化補助金（低感染リスク型）の申請Q&A

持続化補助金は国の補助金制度であり、様々な決まりがあります。こちらによくある質問等を記載しましたのでご覧ください。

①申請できる人の条件は？

小規模事業者に該当する事業者です。

卸売・小売・サービス業 常時使用従業員数 5名以下
建設業・製造業・その他 常時使用従業員数 20名以下

②機械などを買うだけで補助金がもらえるの？

物品の購入だけでは補助金はもらえません。

まず申請書を作成し、審査を受け採択されなければ補助金は得られません。

その採択を受けるためには経営計画をしっかりと作成する必要があります。

また、採択された場合にはその計画に基づいて事業を実施しなければなりません。

③申請ってどうやるの？

この「低感染リスク型」については電子申請となります。そのため、GビズIDを取得し、電子申請システム「Jグランツ」から申請しなければなりません。申請を予定の方はID取得の手続きがありますので、お早めにご相談ください。

④経営計画書の作成支援はしてもらえるの？

商工会の支援の形として完全なる代書はできませんが、事業主が作成した原案に対し、採択されやすくするための加筆修正・ブラッシュアップする等の支援は可能です。そのため、必ず申請される事業者には原案をお作りいただく必要があります。

なお、各種補助金の説明会を別紙チラシのとおり開催予定ですので、ぜひご参加ください。

本制度での補助事業の例

飲食店が大部屋を個室にするための改装工事を行い、事前予約制に変更するために予約システムを導入。改装工事費およびシステム費用が補助。

旅館が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト販売するための設備機械・商品開発費用を補助。